

大分県農林水産部週休2日試行工事実施要領

1 趣旨

建設業界において、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、建設業における労働環境の改善を図るため、大分県農林水産部が所管する工事において「週休2日工事」を試行するための必要な事項を定めたものである。

2 発注方式

受注者希望型により、次のいずれかの方式を基本とする。

(1) 現場閉所型週休2日制

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取組む方式

(2) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取組む方式

3 対象工事

(1) 現場閉所型週休2日制

対象工事は大分県農林水産部が所管する事業の発注工事とし、特記仕様書に週休2日試行対象工事(現場閉所型)であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

①竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事

②災害復旧における応急工事等の緊急を要する工事 ※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

③その他発注者が指定する工事

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。また、災害の本復旧工事については、契約後に受注者から「交替制」への変更協議があった合った場合、「交替制」に変更できるものとする。

(2) 週休2日交替制

対象工事は社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記(1)①～③の工事とし、特記仕様書に週休2日試行対象工事(交替制)であることを明示する。

なお、上記(1)①及び③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休2日制」を適用することができるものとする。

4 週休2日の定義

(1) 現場閉所型週休2日制

工事着工に先立ち4週間のうち8日以上の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

ア 農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事は以下のとおりとする。

①4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日試行工事（現場閉所型）休日の考え方」（農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事の場合）による

イ 漁港漁場整備関係事業の工事は以下のとおりとする。

①4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方」（漁港漁場整備関係事業の工事の場合）による

ウ 現場での作業に該当しない作業

- ①臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ②資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- ③その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

（2）週休2日交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら4週間のうち8日以上の休日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。なお、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

対象者は、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者とする。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

ア 農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事は以下のとおりとする。

- ①4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日試行工事（交替制）休日の考え方」（農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事の場合）による

イ 漁港漁場整備関係事業等の工事は以下のとおりとする。

- ①4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（交替制）休日の考え方」（漁港漁場整備関係事業の工事の場合）による

5 実施内容

（1）受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

- ①週休2日試行工事を行うことでの、工期変更は認められない。

- ②作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「現場閉所型週休2日制」で発注された災害の本復旧工事において、制約等により「交替制」に変更する場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、「週休2日交替制」により発注された上記3（1）①及び③の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

（2）計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記「4 週休2日の定義」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

（3）看板等による表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例）。

（4）実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、大分県公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

（5）休日の変更

ア 農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事は以下のとおりとする。

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が

発生する場合は、作業発生日の前6日、後1ヶ月以内に振替えることができるものとする。天候不良については、不測の事態等と認める。

イ 漁港漁場整備関係事業の工事は以下のとおりとする。

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前6日、後1ヶ月以内に振替えることができるものとする。天候不良については、不測の事態等と認める。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

6 労務費等の取り扱い

(1) 現場閉所型週休2日制

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乘じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

補正係数等については、下記を適用するものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価方式による週休2日の補正にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

なお、漁港漁場整備関係事業の工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により下記(イ)または(ウ)を適用するものとする。

(ア) 農業農村整備関係事業の工事

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.07	28.5%

(イ) 治山林道関係事業等の工事

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

(ウ) 漁港漁場整備関係事業の工事

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率
4週8休	1.04	1.02	1.02	1.03	28.5%

(2) 週休2日交替制

当初は週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

補正係数等については、下記を適用するものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価方式による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

なお、漁港漁場整備関係事業の工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、当初の主たる工種区分を有する積算基準により下記(エ)または(オ)を適用するものとする。

(エ) 農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事

休日の形態	労務費	現場管理費	休日率
4週8休	1.04	1.03	28.5%

(オ) 漁港漁場整備関係事業の工事

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	休日率
4週8休	1.04	1.02	1.02	1.03	28.5%

7 工事成績評定の取り扱い

上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点は行わない。

8 実施証明

週休2日を達成した場合にあって受注者が希望する場合、発注者は「週休2日実施証明書」(別紙証明書様式)を発行するものとする。

9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則(平成31年3月28日)

平成31年4月1日以降に起案する工事に適用する。

附則(令和元年7月18日)

令和元年8月1日以降に起案する工事に適用する。

附則(令和2年7月6日)

令和2年8月1日以降に起案する工事に適用する。

附則(令和2年9月1日)

令和2年10月1日以降に起案する工事に適用する。

附則(令和3年3月31日)

令和3年4月1日以降に起案する工事に適用する。

附則(令和3年7月19日)

令和3年8月15日以降に起案する工事に適用する。

附則(令和4年7月22日)

令和4年8月15日以降に起案する工事に適用する。

附則(令和4年10月31日)

令和 4 年 11 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 5 年 7 月 10 日）

令和 5 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 5 年 8 月 10 日）

令和 5 年 8 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 6 年 7 月 11 日）

令和 6 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 6 年 8 月 1 日）

令和 6 年 8 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 6 年 10 月 8 日）

令和 6 年 10 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

別紙「市場単価方式による週休2日の補正」

農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事

市場単価方式による週休2日の積算に当たっては、下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		4週8休以上	
		現場閉所	交替制
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.04
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.03
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.02
吹付枠工		1.03	1.03
軟弱地盤処理工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工※1		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工※1		1.04	1.04
橋面防水工※1		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）※2		1.03	1.03

※1：農業農村整備関係事業のみ

※2：治山林道関係事業等のみ

漁港漁場整備関係事業の工事

市場単価方式による週休2日の積算に当たっては、下表の補正係数を乗じるものとする。

工種	運用	市場単価 補正係数
底面工		1.03
マット工		1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工	(ポンプ車打設以外)	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04

伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04
防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工	(陸上施工)	1.04
防砂目地板取付工	(水中施工)	1.03
吸出し防止工	(陸上施工・海上施工)	1.03
港湾構造物塗装工		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工	(陸上施工・海上施工)	1.04
現場鋼材溶接・切断工	(水中施工)	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
異形ブロック製作	コンクリート打設工	1.04

別紙「土木工事標準単価方式による週休2日の補正」

農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事

土木工事標準単価方式による週休2日の積算に当たっては、下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		4週8休以上	
		現場閉所	交替制
区画線工		1.04	1.04
排水構造物工		1.04	1.03
コンクリートブロック積工	設置	1.04	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.04	1.04
鋼橋塗装工※1		1.03	1.03

※1：農業農村整備関係事業のみ

1,400

週休2日試行工事

この工事は、建設産業
の就労環境の改善に取り
組むため、原則○曜日、
○曜日は、現場での作業
は行いません。

発注者 大分県〇〇 振興局
受注者 〇〇株式会社

1,100

別紙証明書様式

○ ○ 第 ○ ○ 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

株式会社○○○○殿

大分県○○振興局長

公
印

週休 2 日実施証明書

下記工事について、週休 2 日の実施を証明する。

工 事 名：R○○○工事

工 期：令和○年○月○日～令和○年○月○日

完 成 年 月 日：令和○年○月○日

週休 2 日実施内容

■ 4 週 8 休（月単位）を達成した。